

仕 様 書

1 業務の名称

豊洲四丁目団地におけるネズミ駆除等業務

2 業務内容

1. 餌箱設置、巣穴への毒餌、駆除作業

餌箱の設置（団地内指定箇所（別紙1））および巣穴への毒餌の配置を行う。また徘徊しているネズミを発見次第、殺鼠剤を使用し、駆除すること。なお、餌箱は業務期終了時に受注者が撤去すること。作業においては受注者以外が触れないよう安全対策を行うこと。

2. 毒餌の喫食確認・補充

毎月4回（計12回）、配置済の各餌箱内の毒餌の喫食確認を行い、毒餌不足時は補充を行う。なお、喫食確認は前回実施から5日以上の間をあけて実施すること。

3. 死骸駆除

業務期間中に当団地内でネズミの死骸を発見した場合や、別途当センターで指定する日（植栽の剪定日）に、行政の定める駆除方法に基づき、ネズミの死骸を駆除すること。また、駆除時には周辺への影響がないことを確認して、消毒作業を行う。

4. 事後生息調査

受注者は、業務終了時、団地内指定箇所について、ネズミの生息調査を実施すること。調査の結果については、「3 報告方法（1）」に記載の方法で業務完了後2週間以内に報告すること。

3 報告方法

（1）事後調査

受注者は、団地内指定箇所（別紙1）におけるネズミに係る衛生的環境について、【別表：評価水準】に基づいて評価し、任意の様式で報告すること。

（2）経過報告

受注者は、令和7年7月末時点および8月末時点の実施場所における喫食状況および衛生的環境を経過報告書（別紙2）で各翌月10日までに報告すること。なお、衛生的環境については、【別表：評価水準】に基づき評価すること。

（3）完了報告

受注者は、役務の履行後、直ちに完了報告書（別紙3）を作成し、発注者に提出するものとする。なお、完了報告書には、業務期間中の【2 業務内容】

に係る実施日・実施場所・作業前・作業中・作業後・その他各指定の報告事項を記録した写真等報告資料を添付することとする。

4 費用の負担

名目の如何を問わず、業務の履行に関して発生する一切の費用はすべて受注者の負担とする。

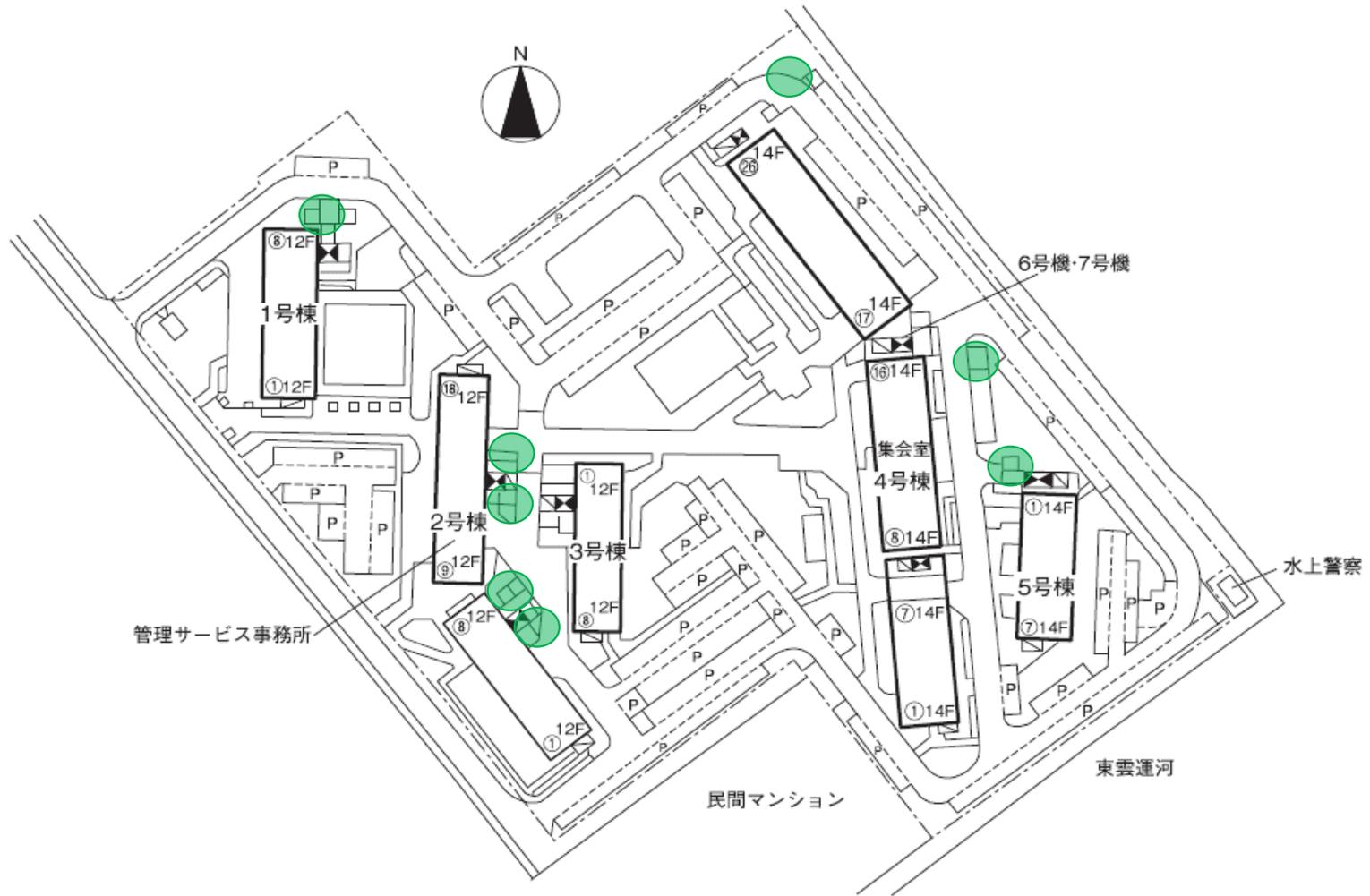
5 その他

- (1) 業務は、原則として平日又は土曜日の9:30から17:00までの間に行うこととし、日曜日、祝日の作業は実施しないこととする。ただし、緊急の場合、発注者の指示がある場合はこの限りではない。
- (2) 業務従事者は、受注者の職員である身分証明書の呈示を行い、身分を明らかにする名札を着用すること。
- (3) 作業前後は発注者に報告すること。
- (4) 作業にあたっては、団地内居住者及び通行人等（以下「居住者等」という。）に危険のないよう十分な安全措置を講ずること。
- (5) 居住者等からの作業に対する苦情等の処理は、必要に応じて発注者と協議した上で、受注者の責任において行うこと。
- (6) 脚立等を使用する作業については、事故防止のための安全対策を十分に施すこと。
- (7) 殺鼠剤又は殺虫剤の使用に当たっては、薬事法上の製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ効果的に使用すること。
- (8) 殺鼠剤など薬剤を使用する際は必要に応じて実施場所近隣居住者に対し、実施日の3日前までに周知すること。
- (9) 作業完了後、必要に応じて強制換気および清掃等を実施すること。
- (10) 防除作業に用いる機械器具その他設備について、定期的に点検し、必要に応じて、整備又は修理を行うこと。
- (11) その他、本仕様書に明記のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者の指示によるものとするほか、現地において発注者と打合せをし、居住者とのトラブルのないよう十分留意して作業を行うものとする。

以 上

別紙1 餌箱設置箇所

● ⇒ 餌箱設置箇所（2個）



【凡例】

- F 階数
- P 平面式駐車場
- ◻ エレベーター

※エレベーターは4号棟6号機は偶数階停止、7号機は奇数階停止、それ以外は各階停止です。
 ※住戸番号は①～㉔の順にふられています。
 ※この配置図は、工事の関係上一部変更することがあります。
 また、配置図に記載されていない微細な工作物や高低差(階段・擁壁・法面)等もございます。

別紙3 完了報告書

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
東京東住まいセンター
センター長 宇津木 聡 殿

令和 年 月 日

受注者

完了報告書

依頼を受けましたネズミ駆除等業務について、下記のとおり完了しましたので報告します。

- 実施期間 令和7年7月1日 ～ 令和7年9月30日
- 添付資料 ()

上記の業務が完了したことを確認する。

令和 年 月 日

検査員 印

分任検査役代理者 印

別表 評価水準

水準	許容水準	警戒水準	措置水準
状況	<p>以下をすべてに該当する場合。</p> <p>①生きたネズミが確認されない。</p> <p>②設置した毒餌が喫食されない。</p> <p>③周辺に足跡・糞などネズミ生息の形跡が確認されない。</p>	<p>以下をすべてに該当する場合。</p> <p>①生きたネズミが確認されない。</p> <p>②設置した毒餌が喫食されない。</p>	<p>以下1つ以上に該当する場合。</p> <p>①生きたネズミが確認されない。</p> <p>②設置した毒餌が喫食されない。</p>